



トピックス

- **くらしのはてな?**
相続税・贈与税は変わるの?
- **無料相談会のお知らせ**
- **NEWS**
節電で電気料金をお得に!
- **なんでもデータ!!**
私立大学の初年度学生納付金

無料相談会のお知らせ

顧問弁護士による 法律相談

2/9 (木)、3/9 (木)、4/13 (木)

顧問税理士による 税務相談

2/8 (水)、2/22 (水)、3/8 (水)
3/22 (水)、4/12 (水)、4/26 (水)

時間

法律・税務 10:00 ~ 12:00

ご相談場所

中南信用金庫経営情報センター
(伊勢原支店 2 階)

*ご相談の際には事前にご予約が必要です。
*詳しくは経営情報センターまたは営業店まで。

経営情報センター
ご相談受付専用フリーダイヤル

☎ 0120-775-598

所得税及び復興特別所得税・贈与税の
申告・納税は、

令和5年3月15日(水)

までです。

顧問税理士による

税務相談会

をご利用ください!

2/8(水)、2/22(水)、3/8(水)

ご予約受付中!!

先着順ですので、ご予約はお早めに!

くらしのはてな?

《相続税・贈与税は変わるの?》

令和4年12月に公表された令和5年度「税制改正の大綱」では、相続税や贈与税に関する変更が記載されています。「税制改正の大綱」に記載されたものは、衆議院・参議院の審議を経て可決されると改正法案は成立し、改正法に定められた日から施行されます。

1. 相続税と贈与税はどのように関係しているの?

相続税は、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。資産の価額が高くなるほど税率が上がる累進税率を適用することで、資産の再分配を図る役割を果たしています。贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、相続税を補完する役割を果たしています。

2. 税制改正は相続税や贈与税にどう影響するの?(暦年贈与の場合)

贈与税には年間110万円までの基礎控除があり、毎年基礎控除の金額を超えない範囲で生前贈与を行うことで相続財産を減らし、相続税を節税することができます。しかし、亡くなる直前に贈与を行い相続税から逃れることを防ぐため、相続開始前3年以内の贈与については相続財産に計算して相続税を課税する「持ち戻し」という制度があります。令和5年度「税制改正の大綱」では、この加算期間を3年以内から7年以内に変更しています。

	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	贈与者が死亡
現状		不加算				加算			
改正後	不加算	加算							

4年間合計の贈与額から100万円控除した金額を加算

ただし、この変更は2024年1月1日以降に行われた贈与に適用されるため、2023年内に贈与した場合は本改正の影響は受けません。

2024年1月以降に贈与した分が3年経過する2027年1月以降の相続開始日より、加算期間は順次延長されます。完全に加算期間が7年以内となるのは、2024年1月以降に贈与した分が7年経過する2031年1月以降となります。今回の改正における緩和措置として、相続開始4~7年前の4年間に行われた贈与については、4年間合計の贈与額に対して100万円の控除が設けられました。

3. そのほかの変更は?

- ・教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、所要の見直しを行った上で適用期間が3年間(令和8年3月31日まで)延長されます。
- ・結婚・子育てで資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置についても、所要の見直しを行った上で適用期間が2年間(令和7年3月31日まで)延長されます。
- ・相続時精算課税制度は、現行の特別控除(累計2,500万円)とは別に年間110万円を控除できるようになりました。等々の改正が記載されています。

本稿は、令和5年度「税制改正の大綱」の公表時点での掲載のため、法令により制度の詳細が確定されたものを十分確認し、税理士等専門家に相談のうえ慎重に検討されることをお勧めします。

※出典: 財務省ホームページ (<https://www.mof.go.jp>) 他 詳細については、左記ホームページをご確認ください。

NEWS!



～節電で電気料金をお得に！～

寒さの厳しい季節、暖房器具の使用頻度は高まり、電気料金の値上がりがかつてに与える影響は大きくなっています。一般社団法人エネルギー情報センターの調査によると、全国の平均電気料金は約2年間で7.63円/kWh上昇し、関東甲信地方の1世帯当たり年間電気消費量(平成31年度3,708kWh)から換算すると年間で約28,292円増加したことになります。近年、地球温暖化を背景とした猛暑や自然災害、国際紛争による物流の停滞などの影響により、食料品やガソリンなどの生活必需品の価格も上昇しているなかで、毎月必ず負担する電気料金はなるべく安く抑えたいものです。

節電の工夫は、一つひとつは小さなことに感じますが、継続的に積み重ねていくことで下記のとおり効果を生み出すことができます。

	節電の工夫	節電効果
エアコン	・外気温度6℃の時、暖房の設定温度を21℃から20℃にした場合(1日9時間使用)	約1,650円
	・フィルターを月に1～2回清掃(目詰まりしているエアコンと清掃した場合の比較)	約990円
照明	・54Wの白熱電球から12Wの電球型蛍光灯に取り換える(年間2,000時間使用)	約2,600円
	・54Wの白熱電球から9Wの電球型LEDランプに取り換える(年間2,000時間使用)	約2,790円
冷蔵庫	・食品の詰め込みすぎを控える(詰め込んだ場合と半分にした場合の比較)	約1,360円
	・設定温度を「強」から「中」にした場合(周囲温度22℃)	約1,910円
テレビ	・こまめに電源をオフにする(1日1時間見る時間を減らした場合:32V型)	約520円
	・画面の輝度を最適(最大→中間)にした場合(32V型)	約840円
浄水便水座洗	・使わない時はフタを閉める	約1,080円
	・便座の設定温度を「中」から「弱」に下げた場合(冷房期間112日はオフ)	約820円

※節電効果は31円/kWhで換算し年間合計額を記載。(資源エネルギー庁:省エネポータルサイトより)

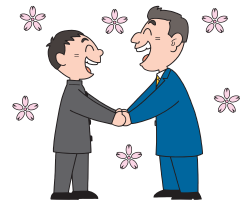
節電は、二酸化炭素の排出量削減にもなり、地球にやさしくSDGsにつながります。取り組んでみてはいかがでしょうか。

なんでもデータ!!

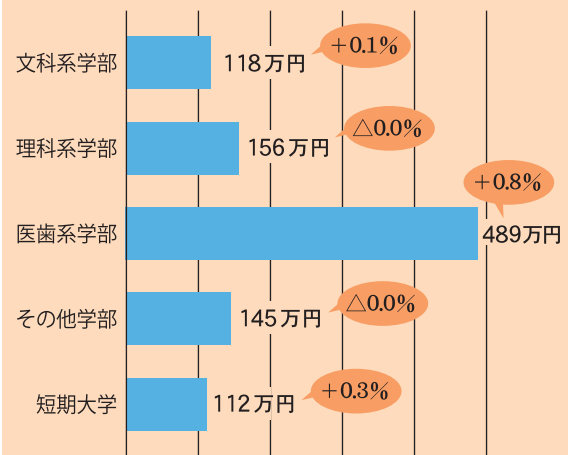
私立大学の初年度学生納付金の平均額

今年も大学受験のシーズンを迎えました。

令和3年度の私立大学の初年度学生納付金の平均額は下記のとおりです。大学進学にむけて適切な資金計画を立てることが望まれます。



私立大学の初年度学生納付金(令和3年度)



※比率は前年比の増減率を表します。

◎文部科学省「令和3年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果について」より
※上記の費用は私立大学の授業料、入学料及び施設設備費の合計です。



ちゅうなん教育カードローン

在学中にかかるさまざまな教育費用… 必要なときに、必要な分だけATMでお借入いただけます。

ご利用いただける方: 次の全てを満たす方

- ◆年齢が満20歳以上の方
- ◆安定継続した収入がある方
- ◆ご子弟等が学校等に就学中又は就学予定である方
- ◆当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方
- ◆(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方

お使いみち: ◆就学する学校等に支払う納付金

(例) 入学金、授業料、寄付金など

◆就学にかかる付帯費用

(例) 受験費用、教材費、交通費、入学・卒業に伴う引越費用など

ご融資金額: 50万円以上500万円以内(10万円単位)(貸越極額)

ご融資期間: 14年9か月以内(1年ごとの自動更新)

【うち貸越利用期間】4年9か月以内、かつ入試合格・

入学予定校決定時から卒業予定月の約定返済日まで

【うち返済期間(貸越利用期間後)】

貸越利用期間の翌月から10年以内

※医学部・薬学部等の6年制大学等、在学予定期間が4年

を超える場合は、最長16年9か月以内となります。

(うち、貸越利用期間6年9か月以内)

※ご子弟等が進学する際は、貸越利用期間の延長が可能です。

※貸越利用期間を延長した場合、返済期間は延長した貸越利用期間から10年以内となります。



詳しくは窓口、渉外係にお問い合わせください。

